

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の
取扱いについて（概要）

平成31年4月
安全政策課長
環境政策課長
技術政策課長
自動車情報課長
審査・リコール課長
整備課長

1. 概要

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令（平成二十九年政令第三百二号）により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなります。

皇位の継承に伴い、元号を改める政令が公布されることにより、本年5月1日より元号が「平成」から新元号へ変わることとなりますが、検査登録・整備業務等において、既に交付されている証明書やこれから申請に用いる書面等に記載する元号の取扱いを定め、検査登録・整備業務等が混乱することなく円滑に行われるようにするためのものです。

2. スケジュール

公布：平成31年4月1日（元号の公表された日）

施行：平成31年5月1日